



# 年末の交通安全県民運動

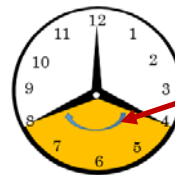
## 運動の目的

年末は、師走特有の慌ただしさに加え、1年を通じて日没時刻が最も早くなり、特に夕暮れ時から夜間にかけての、いわゆる『魔の時間帯（午後4時から午後8時）』において高齢者を中心に歩行中・自転車乗用中の死亡事故が増加する傾向にあるほか、忘年会シーズンを迎え、飲酒運転による重大な事故の発生が懸念されます。本運動は、このような傾向を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

実施期間：12月11日（日）～12月20日（火）

スローガン：無事故で年末 笑顔で年始

## 運動の重点



死亡事故の約3割が  
「魔の時間帯」  
(午後4時～午後8時)  
に集中！

### 重点1 夕暮れ時と夜間（特に「魔の間帯」における）の交通事故防止

- 『魔の時間帯（午後4時から午後8時）』における交通事故防止の推進
- ワイパル・パ（早めのライト点灯）キャンペーンとの同時啓発の推進
- 歩行者・自転車利用者の反射材用品等の着用の推進

### 重点2 飲酒運転の根絶

- 社会全体で飲酒運転を許さない環境づくりの推進
  - ・お酒を飲んだら運転しない【しない】
  - ・運転する人にはお酒を飲ませない【させない】
  - ・お酒を飲んだ人には運転させない【許さない】



### 重点3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用徹底

- 全席シートベルト等着用義務の周知徹底
- シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果に関する理解の促進



## 岐阜県警からのお知らせ

平成 29 年 3 月 12 日より改正道路交通法が施行されます。

～特に 75 歳以上の高齢運転者の免許更新手続きが大きく変わります！～

**改正点 1…「認知機能検査」を県内の各運転者講習センターで行います。**

これまで各自動車教習所において 75 歳以上の方に義務付けられている高齢者講習と同日に行っていた「認知機能検査」を、講習受講の前に県下 6 か所にある運転者講習センターで行います。つまり、改正法施行後は「認知機能検査」と「高齢者講習」はそれぞれ別の日に行うこととなります。

**改正点 2…「認知機能検査」の結果、「認知機能が低くなっている」と判定された方は、医師の診断書の提出等が義務化されます。**

認知機能検査により記憶力・判断力が低くなっていると判定された方は、医師の診断書の提出若しくは臨時適性検査の受検が義務付けられます。

**改正点 3…一定の違反行為をした場合、臨時の「認知機能検査」を実施します。**

認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為（信号無視など 18 項目）を行った場合、「臨時認知機能検査」の受検が義務付けられます。この検査で「認知機能が低くなっている」と判定された方は、臨時適性検査の受検若しくは医師の診断書の提出が義務付けられます。なお、この検査の結果が免許更新時等、前回の検査結果よりも悪化している方は「臨時高齢者講習」の受講も義務付けられます。

※ お問合せ先：岐阜県警察本部交通部運転免許課 電話 058-295-1010

## ご存知ですか？

車の前照灯は走行用前照灯（ハイビーム）が基本で、ロービームはすれ違い用前照灯と言って対向車や前の車に対する思いやりライトです。



車は時速 60 km で急停止するのに必要な距離は約 42 メートルです。また、車の前照灯の照射距離は、ハイビームが約 100 メートル、ロービームは約 40 メートルです。

時速 60 km で暗闇の中を走行中、ロービームでは発見して直ちに急ブレーキをかけても間に合いません。ハイビームとロービームを上手に切り替えて安全な速度で運転しましょう。